



交通系電子マネー ロゴガイドライン

2023.6. 1.0版

<交通系電子マネー 全国相互利用事業者一同>

北海道旅客鉄道株式会社/東日本旅客鉄道株式会社/株式会社パスモ/東海旅客鉄道株式会社/

株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシー/西日本旅客鉄道株式会社/九州旅客鉄道株式会社

西日本鉄道株式会社/福岡市交通局

はじめに

交通系電子マネーの導入および、日々の運営と利用促進にご協力をいただきましてありがとうございます。

交通系電子マネーは、2013年より全国の独立した事業者が発行する9種の電子マネーが相互利用をすることで、日本全国でご利用いただいております。その性質のほか、キャッシュレスを取り巻く環境の変化などにより、近年は以下のような課題が見受けられておりました。

- ✓ 共通シンボルマークおよび交通系9マネーのロゴは各々個別に存在しており、9マネー各々の掲載順序や相互のサイズバランス、レイアウト等の全体を一式で使用するにあたってのレギュレーションが存在していませんでした。
- ✓ 共通シンボルマークは決済手段としての“マネーロゴ”ではなく、“相互利用の共通シンボルマーク”ですが、決済手段の増加による紙面やWeb上の掲載スペースの制限・セルフレジ等の増加と機器上のUI制限により、共通シンボルマークを単体で使用せざるをえないケースが増加しています。
- ✓ 共通シンボルマークは“マネーロゴ”ではなく“シンボルマーク”であるがゆえ、商標としてブランドネームがセットになっていないため、一般のお客さまにはそれが「Suica等交通系電子マネー」を示すマークであると認識していただきづらい状態にありました。

そこでこのたび、本ガイドラインを策定しましたので、状況ご理解のうえ、内容に沿って交通系電子マネーに係るロゴのご使用をいただけますようお願い申し上げます。現状、本ガイドラインに沿っていない表示につきましては、次期更新タイミングにて修正いただきますようお願いいたします。

形式媒体(資金決済法で定められているアクセプタンス/宣伝物類/印刷物/Web/決済機器UI/決済端末宣伝パンフ…)を問わず、**標章・商標(ロゴ)をご使用いただく際には、新規作成時・更新時間問わず、クリエイティブ全件チェックが基本です。**
必ず契約の交通系事業者側にチェック依頼をお出しいただきますよう、お願いいたします。

1. 「交通系電子マネー」関係ロゴを使用・掲載するにあたっての前提
2. 9マネー相互のサイズ・レイアウトバランス
 - ①2段配置の場合
 - ②3段配置の場合
 - ③1段配置の場合
3. 推奨レイアウト
 - ①Aパターン横組み
 - ②Aパターン縦組み
 - ③Bパターン横組み
 - ④Bパターン縦組み
4. 変形使用パターン例
 - ①エリア特化型レイアウト
 - ②スペース狭小型レイアウト
5. 決済機器類(自動販売機、セルフレジ等含む)で交通系電子マネーのロゴを使用する場合の申請
6. 修正・改善事例
7. 商標クレジットの記載
8. ICシンボルマークと9マネーロゴの色指定

1.「交通系電子マネー」関係ロゴを使用・掲載するにあたっての前提

使用するスペースの縦横比に応じて、次の3つの要素を一式として、組み合わせて使用・掲載してください。

① 共通シンボルマーク



② 交通系電子マネーのテキスト

交通系電子マネー

③ 9マネーのロゴ



manaca



nimoca



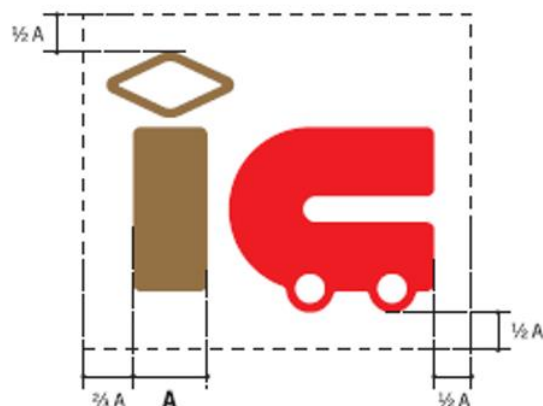
- ✓ 枠囲いなどにより、3つの要素を一式として表示させることを基本とします。
- ✓ 9マネー全てを並べる際の基本順序は、北から順に「Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca/マナカ、ICOCA、SUGOCA、nimoca、はやかけん」です。
- ✓ 交通系9マネーは相互利用をしておりますがそれぞれ独立した決済ブランドです。他の決済手段ロゴ(クレジットや流通系電子マネー等)と並べる際には、マネー1つひとつのサイズを他の決済手段ロゴのサイズと揃えて平等に掲載してください。(流通系マネーロゴのサイズと、Kitaca、Suica・・・それぞれのロゴサイズを揃えてください。)
- ✓ 「※PiTaPaは除く」の除外文言は、スペースが十分にある場合には、極小フォント・グレー字等で右下部に原則記載することとし、スペースが狭小な際には省略を可能とします。なお、スペース狭小で9マネー全てが掲載できない場合、またはPiTaPaエリア外でのみ使用する場合には、「※PiTaPaは除く」の記載の省略を可能とします。また、「※PiTaPaは除く」の文言が、「交通系電子マネー」のQ数よりも大きくならないように留意をお願いいたします。

1.「交通系電子マネー」としてロゴを使用・掲載するにあたっての前提

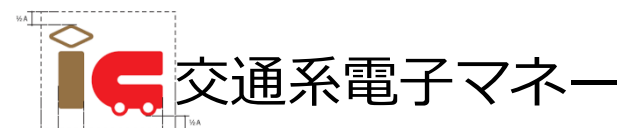
①「共通シンボルマーク」や個々のマネーロゴのレギュレーションに従うことを前提とします。

* 各ロゴの色指定については 「9. ICシンボルマークと9マネーロゴの色指定」 参照

▼ ICシンボルマークのアイソレーション



▼ テキストとの組み合わせ推奨バランス・配置例



- ・「共通シンボルマーク」のアイソレーションを侵害しない位置に、「交通系電子マネー」のテキストを1行表示で加えてください。
- ・「交通系電子マネー」のフォントはメイリオもしくは近似のフォントを推奨とします。
- ・「交通系電子マネー」の文字サイズは、文字がつぶれないサイズを最小とし、基本のカラーは黒とします。

▼ 最小サイズ



最小サイズで使用する場合は、
車輪の白がつぶれないように注意
(通常は10mm以上の使用を推奨)

<ロゴデータ取扱いの大原則>

- ・正規の元データを使用し、データを加工しない
(縮尺変更・変形・改変・回転・他の要素との重なり・キャラクターとの組合せ・カラー変更不可)

1.「交通系電子マネー」としてロゴを使用・掲載するにあたっての前提

- ② アクセプタンス(利用可能表示)は、資金決済法に基づき、利用者が確認できるように表示させる必要があります。そのため加盟店契約に基づき、加盟店内には必ず、交通系9マネーが揃った形で利用者が確認できる場所に案内表示をお願いいたします。

▼ 加盟店標識ステッカーの一例(=アクセプタンス)

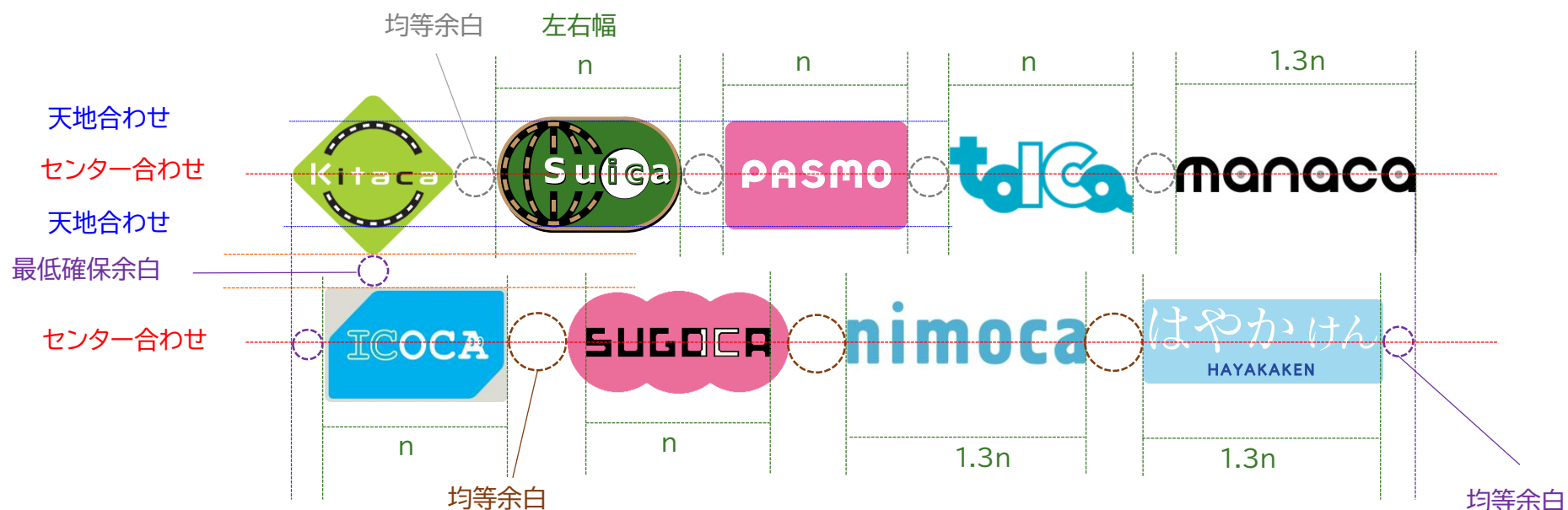


本紙で想定しているロゴ使用先媒体、用途

- ✓ 加盟店(店頭入口、店内、レジ前)におけるアクワイアラおよび加盟店自作のアクセプタンス(利用可能表示)として
- ✓ アクワイアラやメーカーの商材(ホームページ・パンフレット・チラシ)として
- ✓ 店舗決済端末、自動販売機やセルフレジ等の顧客操作型端末のUIとして

2. 9マネー相互のサイズ・レイアウトバランス

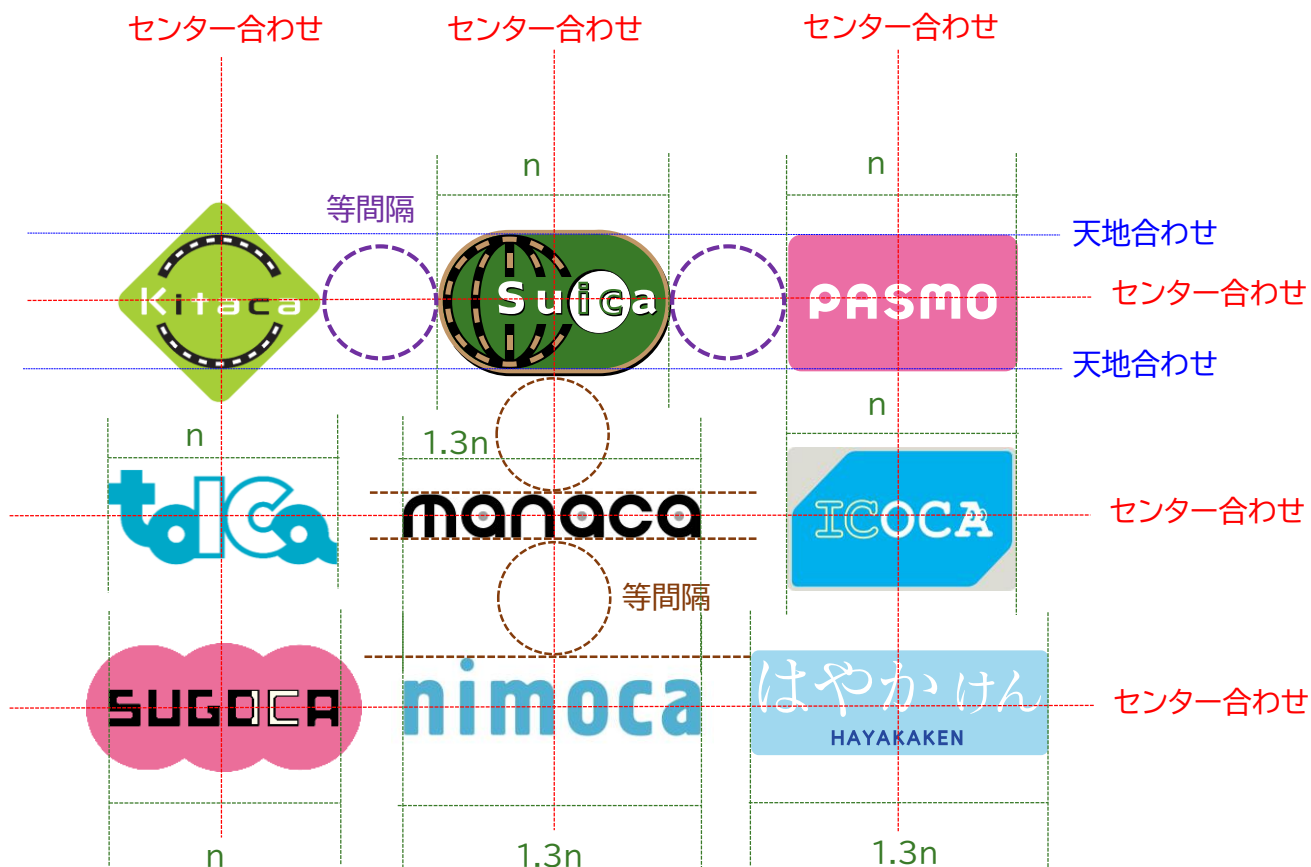
① 2段配置の場合



*ロゴの上下間隔 、左右間隔  は、等間隔であれば拡大・縮小が可能です。

2. 9マネー相互のサイズ・レイアウトバランス

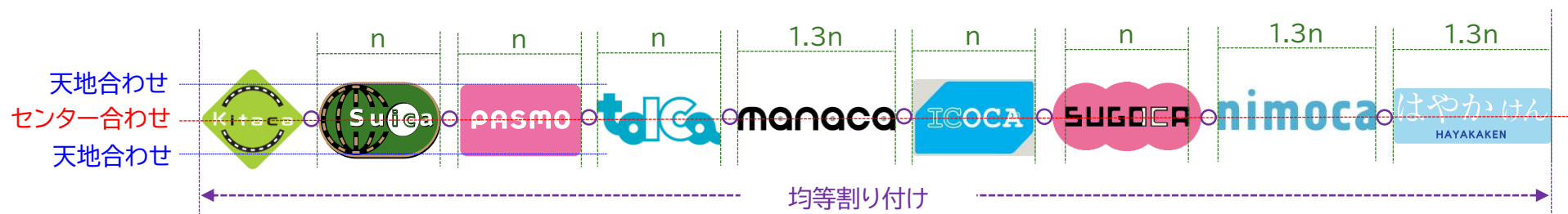
② 3段配置の場合



*ロゴの上下間隔 、左右間隔  は、等間隔であれば拡大・縮小が可能です。

2. 9マネー相互のサイズ・レイアウトバランス

③ 1段配置の場合



*ロゴの左右間隔 ○ は、等間隔であれば拡大・縮小が可能です。

3. 推奨レイアウト

①Aパターン横組み



①Aパターン横組み（解説）



記載は任意。「交通系電子マネー」テキストよりQ数を小さくすることとし、かつグレー字を推奨とする。スペース狭小な場合には、省略可。

3. 推奨レイアウト

②Aパターン縦組み



② Aパターン縦組み（解説）



3. 推奨レイアウト

③Bパターン横組み



③Bパターン横組み（解説）

アイソレーション: 最低 a 以上の余白を取ること。

枠線の色は無彩色を基本とする。
※9マネーのロゴカラーのうちの特定のカラーの使用を避けること。



記載は任意。「交通系電子マネー」テキストよりQ数を小さくすることとし、かつグレー字を推奨とする。スペース狭小な場合には、省略可。

3. 推奨レイアウト

④Bパターン縦組み

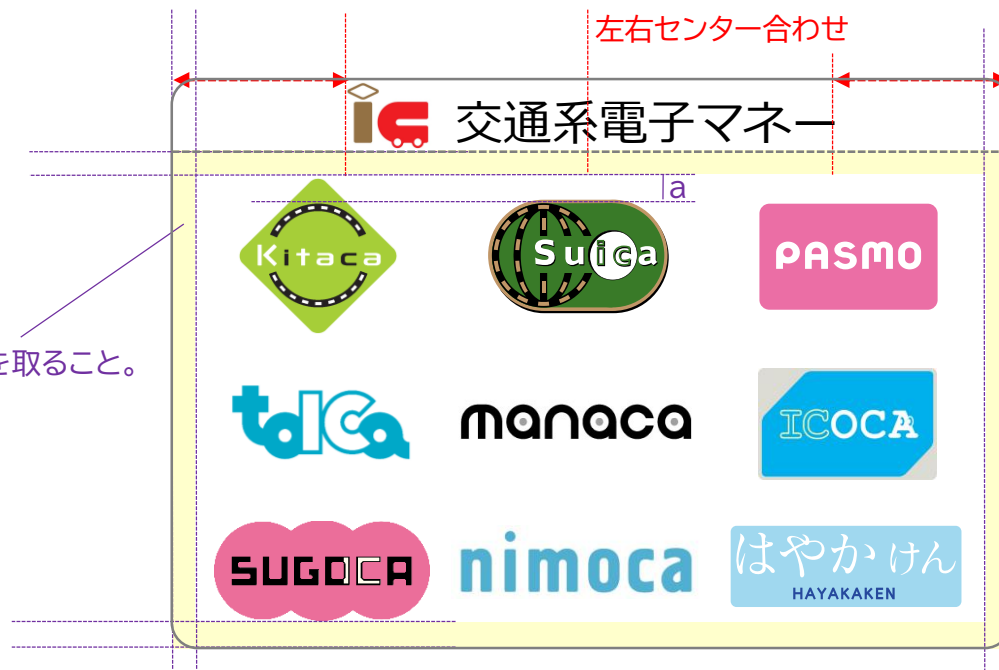


※ PiTaPaは除く



④Bパターン縦組み（解説）

アイソレーション:最低 a 以上の余白を取ること。



記載は任意。「交通系電子マネー」テキストよりQ数を小さくすることとし、かつグレー字を推奨とする。スペース狭小な場合には、省略可。

※ PiTaPaは除く

4. 変形使用パターン例 — ①エリア特化型レイアウト —

全国共通版として使用する場合は、9マネーロゴを均等配置することを基本としますが、交通系事業者側が判断した場合に限り、次のような場合には当該エリアで利用の高いマネーを強調させた特化型のレイアウトを可能とします。

例 1) 特定エリアのみに展開するローカルチェーンで使用する場合

例 2) 発行事業者直営およびグループ会社等関連施設内で使用する場合

例 3) 全国ナショナルチェーン等が、エリアごとに版を分けて製作できる場合 等

例 1) 特定エリアのみに展開するローカルチェーンで使用する場合

▼ 東北・関東展開の加盟店の場合



▼ 北海道内展開の加盟店の場合



4. 変形使用パターン例 – ①エリア特化型レイアウト –

例 2) 発行事業者直営およびグループ会社等関連施設内で使用する場合

▼ JR東日本直営およびグループ会社等関連施設内の場合
(自者マネー = ご利用の多いマネーを強調)



▼ JR東海直営およびグループ会社関連施設の場合
(自者マネー + ご利用の多いマネーを強調)



▼ JR東日本グループ店舗でSuica・PASMOを対象としたアプリサービスを展開している場合



4. 変形使用パターン例 ― ②スペース狭小型レイアウト ―

資金決済法に基づくアクセプタンス(利用可能表示)として掲載する際は、9マネー全ての表示が必須です。1.に記載のとおり、① 共通シンボルマーク ② 交通系電子マネーのテキスト ③ 9マネーのロゴ の3要素を一式として使用することを大前提とします。

ただし、アクセプタンスが正しく表示されていることを前提としたうえで、その他の補助宣伝ツールとして掲出する場合や、決済機器類(自動販売機・自動券売機・セルフレジ等)のUIにおいて、ボタンエリアやロゴ数、ビット数に限りがある場合で、スペース上やむを得ないと交通系電子マネー事業者側が判断した場合に限り、スペース狭小型のレイアウトを可能とします。なお、決済機器類において、スペース狭小型レイアウトを使用する場合には、必ず以下の案内補完を講じることを条件とします。

やむを得ない場合のスペース狭小型レイアウト例

* 交通系電子マネー事業者側が使用を判断した場合に限ります。



* 全国相互利用先の交通系電子マネーがご利用いただけます。

やむを得ない状況により9マネーを掲載することが叶わず、決済機器類にスペース狭小型レイアウトを使用する際には、必ず機器本体または機器至近に、交通系一式 [共通シンボルマーク+交通系電子マネー(テキスト)+9マネーロゴ] のアクセプタンス (利用可能表示) を掲載することで、利用者への案内を補完すること。

5. 決済機器類(自動販売機、セルフレジ等含む)で交通系電子マネーのロゴを使用する場合の申請

共通シンボルマークを含む交通系電子マネーの標章・商標(ロゴ)をご使用いただく際には、本ガイドラインに従って作成のうえ、必ず交通系電子マネー事業者側にチェック依頼をお出しいただきますよう、お願いいたします。

＊商標(登録済みのロゴマーク)を使用せず、標章(交通系等のテキスト)のみをご使用いただく場合にもチェック依頼をお出してください。

そのうえで、
決済機器類へ共通シンボルマークを含む交通系電子マネーのロゴ(商標)を使用される初回には、
「共通シンボルマークおよび交通系電子マネーロゴ使用申請(別紙)」を交通系電子マネー事業者へご提出いただきますよう、お願いいたします。

＊新規開発端末の検定における「UIガイドライン」準拠チェックには、ロゴなどの意匠チェックは含まれません。
検定申請とは別に、ロゴなどの意匠チェックおよび、「共通シンボルマークおよび交通系電子マネーロゴ使用申請」が必要です。

＊新規汎用端末におけるロゴ使用をメーカー様やPOSベンダー様、アクワイアラ様が申請される場合と、ファースト案件として、加盟店様用のカスタマイズ端末を加盟店様ご自身が申請される場合がありますが、いずれの場合も“初回”利用時には「共通シンボルマークおよび交通系電子マネーロゴ使用申請(別紙)」をお出してください。

5. 決済機器類(自動販売機、セルフレジ等含む)で交通系電子マネーのロゴを使用する場合の申請

(別紙)「共通シンボルマークおよび交通系電子マネーロゴ使用申請書」

○年○月○日

交通系電子マネー事業者 御中

株式会社 ○○○○○○

メーカー名 or POSベンダー名 or アクワイアラ名 or 加盟店名

共通シンボルマークおよび交通系電子マネーロゴの使用に関する申請について（依頼）

標題の件につきまして、端末における「共通シンボルマークおよび交通系電子マネーロゴ」の使用を下記のとおり申請いたしますので、許諾のお取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 共通シンボルマークおよび交通系電子マネーロゴの使用に関する申請事項

(1) 申請者

株式会社 ○○○○○○（会社名）東京都○○○○○○○○○○○○○○○○（住所）

(2) 対象製品等

弊社（加盟店申請の場合は開発メーカー名）が開発した○○○型（係員操作型/顧客操作型）
決済端末（上位機器検定合格品）○○○○○○○○株式会社 機種名：○○○○

(3) 用 途

・対象端末の端末操作画面への表示

・対象端末が交通系電子マネーに対応していることを紹介するためのパンフレットやWeb 画面等宣伝告知物への掲載

(4) 使用開始時期

○年○月○日以降

(5) 使用画面イメージ

別紙のとおり

2. 共通シンボルマークおよび交通系電子マネーロゴ使用時の遵守事項

(1) 「交通系電子マネーロゴ使用ガイドライン」を遵守します。

特に以下の点について、遵守します。

・交通系電子マネーの9 マネーロゴと一式で使用できず、「共通シンボルマーク」単体で使用する場合には、「交通系電子マネー」のテキストを併記することとし、やむを得ない場合に限り「交通系 I C」もしくは「交通系」のテキストを使用します。

・係員操作型端末の画面上で「共通シンボルマーク」単体で使用する場合には、作成物（機器仕様書・機器取扱説明書・カタログ・パンフレット等）に対して、共通シンボルマークが Suica 等の交通系電子マネー（9 マネー）を示すことについて説明を記載します。

・顧客操作型端末の画面上で「共通シンボルマーク」単体で使用する場合には、必ず機器本体または機器至近に、交通系一式 [共通シンボルマーク+交通系電子マネー（テキスト）+9 マネーロゴ] のアクセプタンス（利用可能表示）等を掲出することで、利用者への案内を補完します。

・共通シンボルマークおよび交通系電子マネーロゴ記載物等の内容については事前に貴社へ確認依頼を出します。

(2) 対象製品・用途以外の使用は行いません。対象製品・用途以外の使用を行った場合には、直ちに使用を中止する手配を行います。

別紙

※交通系電子マネー関係ロゴ（共通シンボルマークを含む）の使用画面だけでなく、全体の画面遷移（決済ステップ）がわかるように示してください。以下は画面遷移の参考例です。

トップ（決済開始・待機）画面

支払い方法選択画面

電子マネー選択後画面

かざし待ち画面

決済終了画面

メニューをお選びください。

お支払い方法をお選びください。

お支払い方法をお選びください。

交通系電子マネー支払い
交通系電子マネーをタッチしてください。

交通系電子マネー支払い完了

交通系電子マネーでのお支払いを完了しました。

合計 2 点 220 円

合計 2 点 220 円

合計 2 点 220 円

合計 2 点 220 円

合計 2 点 220 円

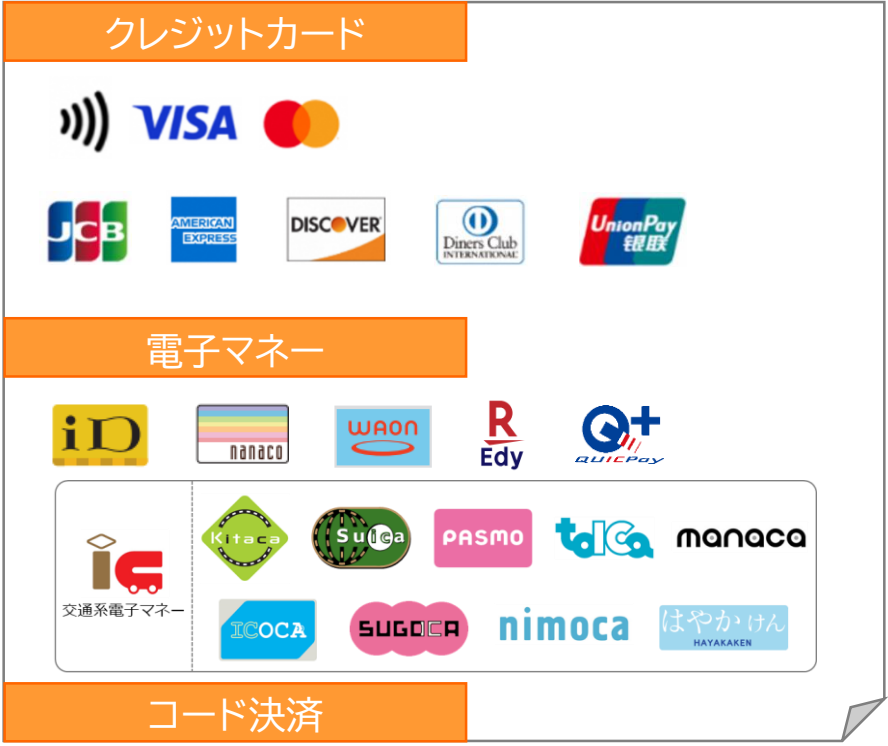
6. 修正・改善実例

その①

* 交通系以外の他決済手段ロゴについてはイメージです。



修正前



修正後

- 共通シンボルマーク()は決済手段のブランドマークではありません。誤認されることのないよう、他の決済手段ロゴマークと並列で記載することのないようお願いいたします。
- 1. に記載のとおり、① 共通シンボルマーク ② 交通系電子マネーのテキスト ③ 9マネーのロゴ の3要素を一式として使用することを基本とします。

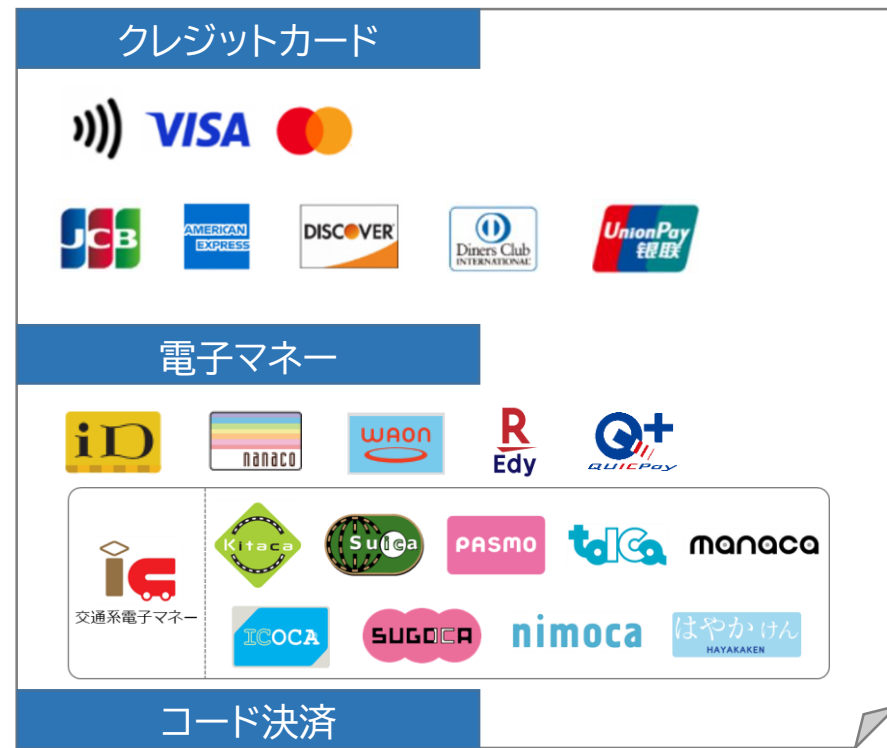
6. 修正・改善実例

その②

* 交通系以外の他決済手段ロゴについてはイメージです。



修正前



修正後

- 交通系9マネーは相互利用をしておりますがそれぞれ独立した決済ブランドです。クレジットや流通系電子マネー等の他決済手段ロゴと並べる際には、マネー1つひとつのサイズを他の決済手段ロゴのサイズと揃えて平等に掲載してください。(流通系マネーロゴのサイズと、Kitaca、Suica・・・それぞれのロゴサイズを揃えてください。)

6. 修正・改善実例

その③

* 交通系以外の他決済手段ロゴについてはイメージです。



修正前



修正後

- 1. に記載のとおり、① 共通シンボルマーク ② 交通系電子マネーのテキスト ③ 9マネーのロゴ の3要素を一式として使用することを基本としますが、必ずしも3. 推奨レイアウトから選択する必要はありません。
- 外枠線があらかじめ存在している今回のようなケースでは、① 共通シンボルマーク ② 交通系電子マネーのテキスト ③ 9マネーのロゴ の3要素をそのまま既存の枠線内に収めてください。その際、共通シンボルマークと9マネーの間には仕切り線を必要とします。

7. 商標クレジットの記載

商標クレジットの記載は任意(*)ですが、同一媒体上に掲載されている他の決済手段において商標クレジットが記載される場合には、交通系電子マネーの商標クレジットを記載することとします。

*印刷紙面等の限られた広告宣伝物スペースにおいては掲載の割愛も可能とし、Web媒体等、掲載スペースが十分に取れる場合においては、一式全てを掲載する。

*「 」の有無は、他マネーとの平仄に合わせるものとする。

※「Kitaca」は、北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「Suica」は、東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「PASMO」は、株式会社パスモの登録商標です。

※「TOICA」は、東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「manaca/マナカ」は、株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシーの登録商標です。

※「ICOCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「SUGOCA」は、九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※「nimoca」は、西日本鉄道株式会社の登録商標です。

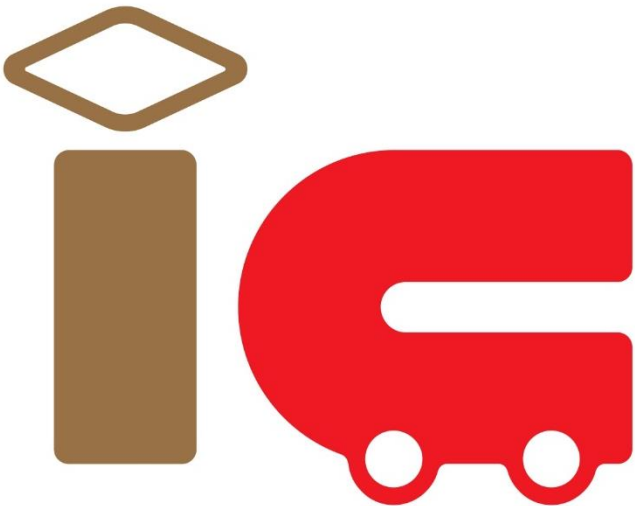
※「はやかけん」は、福岡市交通局の登録商標です。

*「PiTaPaは除く」の除外文言に対する商標クレジットは割愛します。

8. ICシンボルマークと9マネーロゴの色指定

① ICシンボルマーク

通常表記カラー 推奨背景色 / 白地 ※パンタグラフと車輪の中は、透明色もしくは白色。



Traffic Gold
C50% M60% Y90%
DIC 619
PANTONE 874C



Traffic Red
M100% Y100%
DIC 2497
PANTONE 199C

単色表記カラー / 赤・金



■ DIC 2497 / PANTONE 199C



■ DIC 619 / PANTONE 874C

※通常は上記通常表記カラーをご利用ください。
※印刷の都合上、色数が限られる場合は「赤・金」の単色表記が推奨色となります。
【例外】特定の単色刷りで印刷物が当該色彩のみで表現される場合は例外として指定色・推奨色以外も可とする。

通常表記モノクロ その時々に合わせて、下記どちらのパターンを使用しても可とする。



■ BL60% ■ BL80%



■ BL100%

通常表記カラーをモノクロに調整したもの。
広告などの対外的なコミュニケーションでは、上記を使用すること。
ただし、社内資料などの場合は、簡易的にカラーをモノクロにしたものでも可とする。

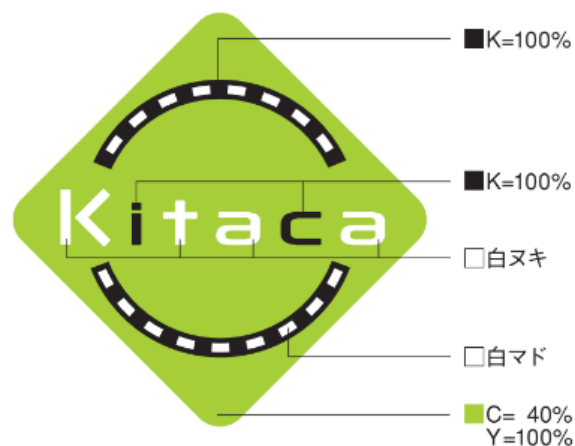
反転時使用 白ぬき



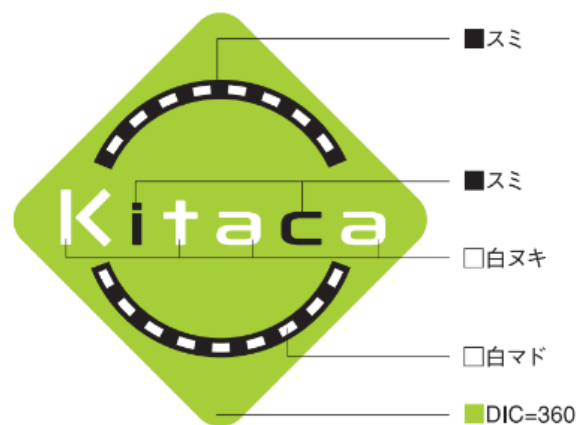
8. ICシンボルマークと9マナーロゴの色指定

②Kitaca

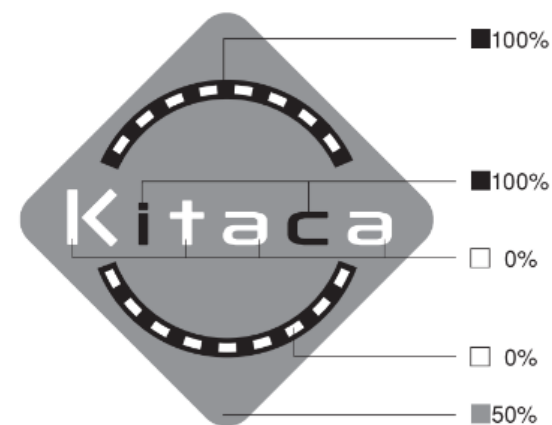
4色プロセスカラーの場合



特色の場合



モノクロの場合

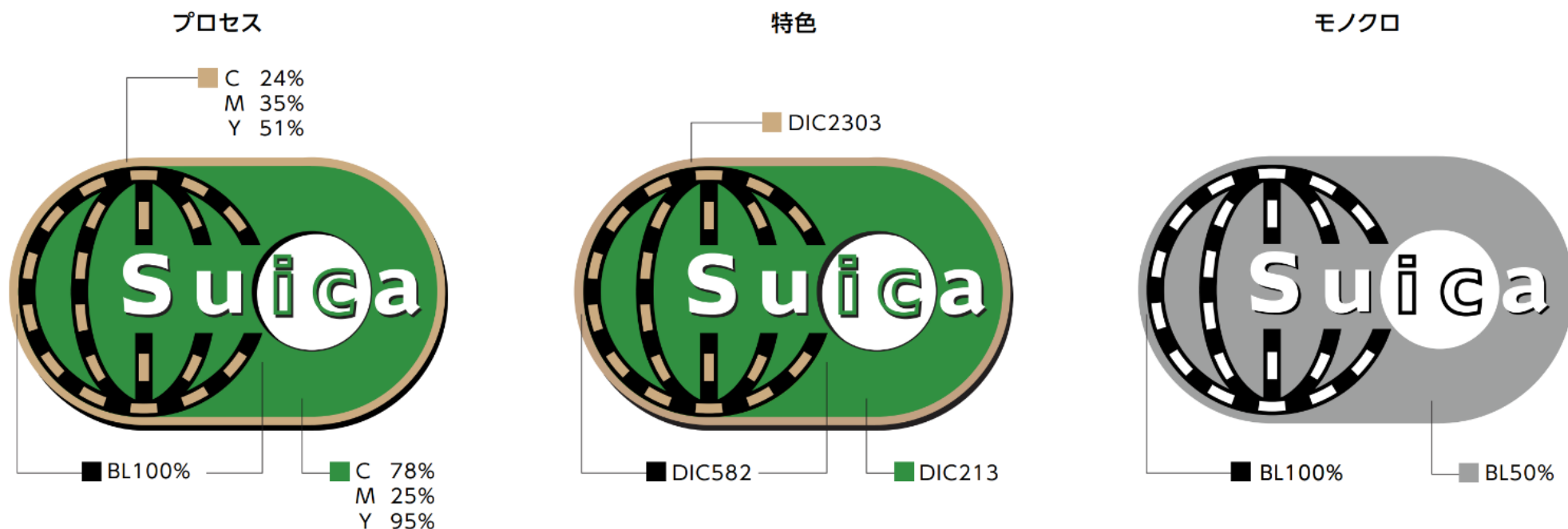


* 以上の色指定をWeb、印刷媒体の両方に使用して構わないが、Web上の色味は印刷したものと大きく異なることがないように留意すること

8. ICシンボルマークと9マネーロゴの色指定

③Suica

基本マーク表示 ※マーク内白部分／白窓



* 以上の色指定をWeb、印刷媒体の両方に使用して構わないが、Web上の色味は印刷したものと大きく異なることがないように留意すること

8. ICシンボルマークと9マネーロゴの色指定

④PASMO

4 Cの場合

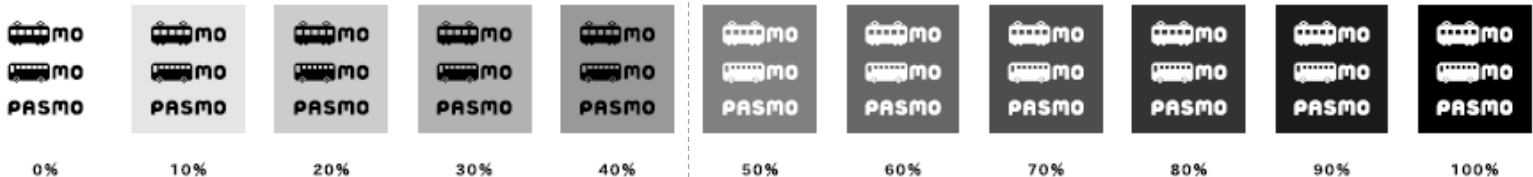
4色プロセスM70%を使用する。
その他の色に変えることは原則不可。



CMYK
C = 0% M = 70% Y = 0% K = 0%
RGB=R235+G110+B165

1 Cの場合 以下に準じて使用してください。

スミ 50%未満 ← → スミ 50%以上



8. ICシンボルマークと9マネーロゴの色指定

⑤ TOICA



C=90% M=7% Y=20%
DIC138

* マーク内白部分(IC部分)についての色指定はクリア。

* アクセプタンスについてはモノクロ使用を想定していない。

* 以上の色指定をWeb、印刷媒体の両方に使用して構わないが、Web上の色味は印刷したものと大きく異なることがないよう留意すること

8. ICシンボルマークと9マネーロゴの色指定

⑥ manaca/マナカ

▼(左右幅が20mm以上の場合) ロゴ



▼(左右幅が20mm未満の場合) ロゴ



- ※ 視認性を考慮して「●」ドット部分を20%縮小しています。
- ※ この場合、文字部分・ドット部分のいずれもブラック K100%です。

文字部分(ブラック)



DIC:582 K100%

「●」ドット部分



K50%

※ 視認性を確保できる左右幅20mm以上の場合には、文字部分のカラーを基本としてその50%で使用する。

* 以上の色指定をWeb、印刷媒体の両方に使用して構わないが、Web上の色味は印刷したものと大きく異なることがないように留意すること

8. ICシンボルマークと9マネーロゴの色指定

⑦ ICOCA



アクセプタンス・ブルー

CMYK: C80

PANTONE: 2995C

HTML: #00 A9 E0



アクセプタンス・イエロー

CMYK: Y40

PANTONE: 600C

HTML: #F1 EB 9C



アクセプタンス・ベース

CMYK: Y8/K20

PANTONE: 427C

HTML: #D0 D3 D4

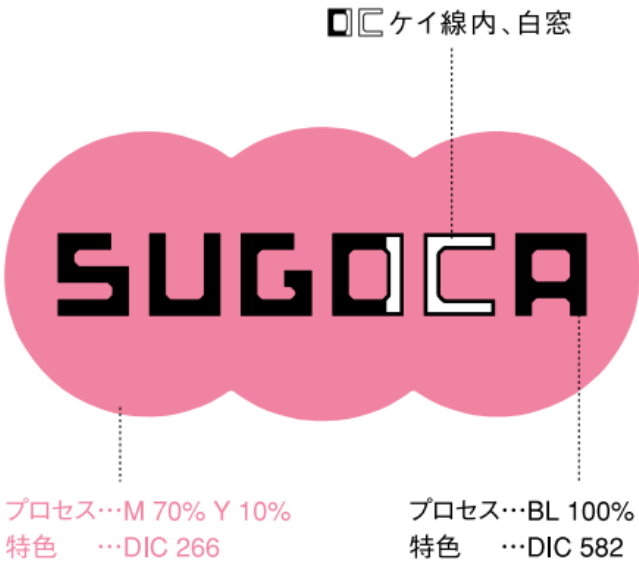
*アクセプタンスについてはモノクロ使用を想定していない。

*以上の色指定をWeb、印刷媒体の両方に使用して構わないが、Web上の色味は印刷したものと大きく異なることがないように留意すること

8. ICシンボルマークと9マネーロゴの色指定

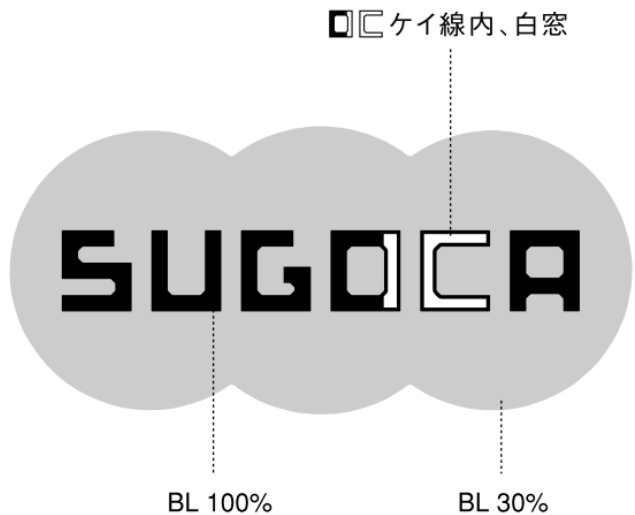
⑧ SUGOCA

○基準色表示



プロセス	特色
BL100%	DIC582

○モノクロ



プロセス	特色
M70% Y10%	DIC266

* 以上の色指定をWeb、印刷媒体の両方に使用して構わないが、Web上の色味は印刷したものと大きく異なることがないように留意すること

8. ICシンボルマークと9マネーロゴの色指定

⑨ nimoca

nimoca

表示色

表示する際は色指示に従い忠実な再生を心がけてください。

PANTON 298C

DIC F31

Process Color C70%

指定色の使用および4色分解も不可能な場合、
その他の色は使用せずスミのみの単色使用を原則としてください。



* 以上の色指定をWeb、印刷媒体の両方に使用して構わないが、Web上の色味は印刷したものと大きく異なることがないよう留意すること

8. ICシンボルマークと9マネーロゴの色指定

⑩ はやかけん



 DIC N-874  DIC 2601

CMYK

水色

C=40% M=0% Y=5% K=0%

紺色

C=96% M=71% Y=0% K=0%

* 以上の色指定をWeb、印刷媒体の両方に使用して構わないが、Web上の色味は印刷したものと大きく異なることがないように留意すること